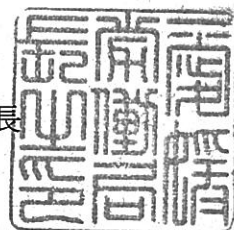


平成 29 年 4 月 7 日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

愛 媛 労 働 局 長



電子申請の利用促進について

陽春の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進、とりわけ労働保険の適用徴収業務の推進につきましては、日頃より格別の御協力、御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年度における労働保険適用徴収関係手続の電子申請の利用率をみると、労働保険関係成立届は 4.92% (全国)、概算・増加概算・確定保険料申告書は 4.88% (同) と低水準にとどまっているところであり、更なる利用率向上に向けた取組が必要となっております。

電子申請による労働保険関係成立手続きや年度更新手続き等に関しては、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」 (<http://www.e-gov.go.jp/>) において手続きが可能となっており、厚生労働省のホームページにも「電子申請利用マニュアル」を掲載し、利用方法を解りやすくするとともに、操作方法に関しては「電子政府利用支援センター」 (電話番号 050-3786-2225 (IP 電話等の場合 017-771-9008) 受付時間: 9 時から 19 時まで (土日・祝祭日は 17 時まで) (通話は有料)) へ問い合わせも可能とするなど、電子申請の利用拡大に努めているところです。

つきましては、今年度においても、6 月から開始される年度更新手続き期間を中心に個別の機会を捉え電子申請の利用について、社会保険労務士、事業主及び事業主団体の方々へ周知・勧奨していただきますようお願い申し上げます。